

## 平成31年度三川町医療用ウィッグ購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 がんになっても、これまでどおり安心して暮らし続けられる社会を構築するためがん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、がんの治療に伴う外見の悩みに対して予算の範囲内で助成することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 医療用ウィッグ(以下「ウィッグ」という。)を購入した場合、その購入経費の一部に対し助成する。

(助成対象)

第3条 助成対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 三川町内に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) がんと診断され、がんの治療を行っていること。
- (3) がんの治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等に支障がある又は支障が出る恐れがあるため、ウィッグが必要になっていること。
- (4) 他の法令等に基づく助成等を受けていないこと。
- (5) 平成30年度以前において、三川町医療用ウィッグ購入費助成事業実施要綱による助成を受けていないこと。

(助成金額及び回数)

第4条 助成金額は助成対象者1人につき、2万円又はウィッグ購入経費の2分の1の額のいずれか低い額とする。

2 助成回数は助成対象者1人につき、ウィッグ1個とし、1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)が行うものとする。ただし、申請者の委任があれば、代理人としてその申請を行うことができるものとする。

2 申請者に代わって代理人が交付の申請を行うときは、当該代理人は当該代理人本人であることが確認できる書類を提示するとともに、委任状(様式2号)を添付(親権者が未成年の子の代理申請を行う場合を除く。)しなければならない。

3 申請者及び代理人は、疾病その他やむを得ない理由により直接窓口で申請できない場合は郵便で申請することができるものとする。

4 申請者は、三川町がん患者医療用ウィッグ購入助成金交付申請書兼請求書(様式1号)に次の書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) がんの治療を受けていることを証明する書類
- (2) 医療用ウィッグを購入したことを証明する書類
- (3) 本人を確認する書類(代理申請の場合は代理人本人を確認する書類)

(申請書に添付する書類)

第6条 申請書に添付する書類は次の要件を満たすものとする。

(1) 前条第4項第1号に定める書類は、次のいずれかの書類とし、助成の決定にあたっては、申請者が受けているがん治療が、脱毛の副作用を伴うものであることを町が医療機関、薬局等に確認するものとする。

- イ お薬手帳
- ロ 診療明細書
- ハ 治療方針計画書

- ニ わたしのカルテ
- ホ がん診療パス
- へ その他、がん治療を行っていることを証明するもの

(2) 前条第4項第2号に定める書類は、ウィッグを購入した際の領収証書とする。

(3) 前条第4項第3号に定める書類は、運転免許証の写し、医療保険証の写し等とする。

(助成対象についての要件)

第7条 助成対象となるウィッグは、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 平成30年4月1日以降に購入したものであること。

(2) 就労、社会参加、通院や来客者対応等のために購入したものであること。

(3) がんの治療に伴う脱毛に対応するものであること。

2 助成対象となる経費は、ウィッグ本体の購入経費とし、本体価格に含まれない付属品やウィッグのケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）は、対象としない。

(助成の決定)

第8条 町長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに審査の上、助成金の額を決定し、三川町医療用ウィッグ購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、申請書に記載された指定金融機関口座に口座振替の方法により支払うものとする。

2 審査の結果、助成しないことを決定したときは、三川町医療用ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書（様式3号）により申請者に通知する。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。